

- (3) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (4) 公印の印影印刷に関すること。
- (5) 県報登載及び官報報告に関すること。
- (6) 教育法規集の編集及び発行に関すること。
- (7) 公益法人の定款又は寄附行為の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可又は承認に関すること（教育事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 教育に関する公益法人及び公益信託の指導監督に関すること。
- (9) 本庁の臨時的任用職員の任免に関すること。
- (10) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (11) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (12) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (13) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (14) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

[略]

特命課長専決事項

- (1) [略]
(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学校企画担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- (5) 生徒指導に関し指導及び助言を与えること。
- (6) 学校安全に関し指導及び助言を与えること。

義務教育担当課長専決事項

- (1) 県立幼稚園並びに市町村立の小中学校及び幼稚園における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。

- (2) [略]

高校教育担当課長専決事項

- (1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。

[略]

特命課長（営繕）専決事項

- (1) [略]
(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学校企画担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]

義務教育担当課長専決事項

- (1) 県立幼稚園並びに市町村立の小中学校及び幼稚園における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。

- (2) [略]

高校教育担当課長専決事項

- (1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(2) [略]

特別支援教育担当課長専決事項

- (1) 県立盲学校、聾学校及び養護学校並びに市町村立の小中学校の特殊学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること(スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 県立盲学校、聾学校及び養護学校並びに市町村立の小中学校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 県立盲学校、聾学校及び養護学校への就学に係る学校指定及び入学期日等に関すること。

(2) [略]

特別支援教育担当課長専決事項

- (1) 県立特別支援学校並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること(スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 県立特別支援学校及び市町村立の小中学校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定及び入学期日等に関すること。

産業教育担当課長専決事項

- (1) 市町村立の小中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。
- (2) 産業人材の育成に関し指導及び助言を与えること。

特命参事専決事項

- (1) 生徒指導に関し指導及び助言を与えること。
- (2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。